

予算決算委員会産業建設分科会会議記録 (決算審査)	
1. 日 時	令和4年9月27日(火) 9:27開会 令和4年9月27日(火) 16:01散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大西基雄座長、森本富夫副座長、栗山泰三委員 渡辺拓道委員、大上和則委員、小島政行議長
4. 会議に付した事件 認定第1号 令和3年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について 認定第5号 令和3年度丹波篠山市水道事業会計決算認定について 認定第6号 令和3年度丹波篠山市下水道事業会計決算認定について	
9:27 開議 大西座長 挨拶	
■ 認定第5号 令和3年度丹波篠山市水道事業会計決算認定について 上下水道部 経営企画課より決算書及び説明資料に基づき説明 【主な質疑】	
大上委員	有収率が0.9ポイント上昇して、給水件数が若干増えている状態であり、その中で有収水量は口径30ミリメートルの使用が回復傾向にあるという説明でした。一般家庭では13ミリメートルが基本の大きさであると考えられることから、どのようなジャンルのお仕事の方々の使用が増えている状態なのか説明をお願いします。
上下水道部	主に小・中の福祉施設を含む福祉医療施設や学校、給食センターと、主に製造工場、食品加工工場といった小・中の工場等が増加傾向になっております。
大上委員	そうすると、令和2年度はコロナの影響により、若干下火になっていたのが、少し回復傾向になったということですか。
上下水道部	水道の使用量を見て、そう考えております。
栗山委員	令和3年度は利益が出たという報告をいただき、大変うれしいことであると思っています。 説明の中で、254,006円の不納欠損をされたということですが、これは、回収不能という判断でされたのですか。

上下水道部	こちら全て、法律等により回収出来ないということで不納欠損とさせていただきます。
栗山委員	回収の期間等はどのようになっているのですか。 回収出来なくなってから何年間の猶予があった後、不納欠損の扱いとなったという解釈でよろしいですか。
上下水道部	不納欠損をする場合は、条例や法律に基づいており、民法の時効や相続放棄、居所不明という形で、相続放棄ですと、その債務を持っていた人がお亡くなりになって、その分を本来、相続人がお支払いしなければならないところですが、相続人の全てが放棄されると、その債権を請求する相手がいなくなりますので、不納欠損という形になります。時効については、5年間の時効期間を過ぎて時効を援用された場合は時効になります。
栗山委員	金額的には約25万円と少ない金額ではないかと思うのですが、どのように解釈されますか。
上下水道部	市としては徴収の努力をしているところですが、去年の場合でしたら、戸籍等を調べても居所が不明で回収出来ないと判断して欠損したもの、相続放棄として法律上の規定で欠損したものです。
栗山委員	相続人がいる場合といない場合があると思うのですが、法定相続人ではない方がその債務を受け継がれ、返済されている場合はあるのですか。
上下水道部	戸籍等の調査をさせていただきまして、債務者の相続人の存在を確認し、相続人とされる方のみにも請求をしています。
渡辺委員	全般的なことになるのですが、今の市長になった当初、水道料金を上げていかないと水道経営が困難ではないかという状況にもかかわらず据置きをし、もうかなりの年月が経つ中で、上水道課については大変色々ご苦勞をされながら、施設の管理をしてくださっていると思っております。 その上で、私たちがこの審査として決算説明資料に出てくる数値を見させていただく中で、先程、大上委員からの質問もありました有収率が管路の劣化にも関係しますので、一番気にするわけですが、何とか全国平均程度のところまでずっと持ちこたえていただいているという部分があります。この数値について、使用水量はそれぞれのメーターだと思のですが、送水量は、実態として、どういう形で誰がどのように量られているのかご説明いただけたらうれしいのですけれども。
上下水道部	有収率の分母となる数値ですが、市内の各配水池から各ご家庭に

水道管を通して水道水を給水しています。その配水管の大元のところに流量計をしており、その数値を有収率等の分母の数値として使用しています。

渡辺委員

そうしますと、遠隔で上水道課の方に毎日送られてきていて、それを分母にして計算をしていただいているということですね。

そうすると本当に色々頑張ってもらっているのだなということも改めて理解させていただいたのですが、ただ今後についてちょっと危惧するところがあり、他市の取組等も勉強させていただく中で、厚労省がデジタルの関係でI o Tを活用したモデル事業をつくっていて、平成の時代からあったと思うのですが、そこを活用して色々と省力化や管路の適正管理をされているということで、先般はそれを活用された朝来市の例についてお話を聞かせていただきました。

朝来市の場合は、A I の活用により管路の劣化状況を推測して、単にその設置からの経過年数ということだけでなく、経過年数プラス、よく壊れやすいとか、漏水しやすい箇所というのがあるみたいで、そういうことを複合的に情報入力して、推測し、効果的な順番を決めて更新工事をしていき、職員が少ない中でも管路の適正管理をされていると伺いました。ただし国の財政措置が3分の1の事業なので、もしするにしても、本市の水道課としても残りの財源をどうするのかという課題はあるかと思うのですが、将来的なことを考えて、管路を従前どおりに更新していく以外の、新しい技術を活用して水道経営をしていくことも必要になってくるでしょうし、そういうことも検討していくべきでないかというふうに思うわけでございます。その辺りについては令和3年度または本年度において、幾らか調査研究等、公営企業の中で何かご検討されているのか。将来的な維持管理に新しい技術を活用するという点についてお伺いしたいと思います。

上下水道部

渡辺議員が言われるように、A I を使った管路診断を朝来市でされています。どの事業者さんも経験者の方がやめられて、技術力や知識等不足しているということが課題となっています。

丹波篠山市で管路更新の基準としておりますのが、漏水が多い路線、漏水の発生率が多い管種、一般的にV P管と呼ばれる硬質塩化ビニール管、その中でも、T S継手というのが漏水の発生が多いので、それを重点的に更新しております。

今後、技術者等も減少していくと思いますので、将来的にはそう

いったAI等の技術を活用していく必要も出てくると思います。有収率も昨年度は0.9%上昇しており、管路更新の考え方と夜間の配水量の監視で現状では、上手く回っているのではないかと考えております。

また、メーターについても、スマートメーターを都市部においては試験的に実施されているところもありますが、やはり高額となってきましたので、導入までは至っていないのが現状です。

渡辺委員

確かにそのIoTの事業を使ってスマートメーターを入れているところもあるのですが、スマートメーターは費用的に現実的ではないと私も思うので、それをするようには言えないのですが、先ほど言われたような形で、朝来市の場合は経験者が減ってきている中でどのようにその辺りの経験値を継承していくかという部分がありますので、今言われた形でうまく回っているということですが、そういった技術の継承は難しくなると思いますので、きちんと色々な経験値が継承できるような仕組み、経験値を蓄積して、将来的にある程度データの力を借りるといった時に、それを活用できるような形で情報をしっかりと蓄積していただけたらと思いますので、今上手く回っているということですので、引き続きお願いします。

小島議長

公営企業ということで、企業感覚で色々頑張ってください大変うれしいのですが、県水の、要は物を買うというその価格について、今の状況や今後の方向性を少し教えていただけたらうれしいです。

上下水道部

令和3年度に小坂浄水場を廃止しまして、統廃合は終了しました。県水の区域については、旧丹南町を中心に、東は城東地区まで給水しております。

これ以上拡大していきますと、施設等を設置していかなければならないと考えておりますので、県水の区域については、これが一番良い区域設定ではないかと考えております。

小島議長

価格について、おそらく定期的に交渉する場面があると思うのですが、例えば今後、この最大量として使っている量が減ってくると価格は高くなるのか、安くなるのか、その辺りの交渉はどのようになるのでしょうか。

上下水道部

県水の料金は4年毎に料金改定されており、丹波篠山市が平成16年に受水を開始してから、これまでの4回全て、料金が下がってきている状況です。

今回の料金体系につきましては、令和2年から令和5年までの料金体系となっており、令和6年からの料金は、ただいま受けてい

ます県の水需要ヒアリングにより、また改定されましたらご報告させていただきます。

森本副座長

冒頭の部長の挨拶にもありましたように、残念ながら給水原価で供給単価を賄えないという状況で事業を精一杯行っただけです。それには多額の県水を初め、施設整備による減価償却や企業債の利息と皆さん方にとってどうしようもない大きな負担があるのですが、将来的にこの会計を昨年度の決算が黒字であるということをご報告いただき、市長も一般会計の債務は減ったと大きな声で言っていますが、会計的に何か矛盾があるような気がします。この水道事業会計について、本当に収支が合う方向づけ、今、施設の統廃合も小坂を閉めたことで水道ビジョンも一段落したという報告もいただいたのですが、跡地をどうするかということをご視野に入れておかなければいけないし、この事業会計を何とか改善の方向に、黒字というのも大事ではあるけれど、この会計を改善するという方向も大事であると思うのですが、その辺についてお考えがありましたら、伺いをしたいのですが。

上下水道部

水道事業会計の改善に向けては、まずは今の水道料金を維持することを考えて、長期の計画で取り組む必要があります。その中で今後は管路更新等の費用が必要となりますが、この辺りを考える中では、企業債の活用は不可欠になってきます。その場合にも、耐用年数を延ばすことによって平準化し、長く使って、その分を償還していくというやり方を考えています。

今後において危惧するのは給水人口が減ることですので、市としても、知恵を出しながら対応していく必要があります。

森本副座長

はっきり言いますと、市民にも、厳しいのですよというPRも必要ではないかと思えます。節水をされたら売上げが減るので、畑に上水道で水をやると良い野菜ができる等、何か利益を生むような方向性を、それは担当部署だけでなく、市全体で、先程次長が言われたように知恵を出して、私たちも知恵を出して、何とか少しずつ、企業会計の借金が山ほどあると言われぬように、共に頑張っていきたいと思えますので、ご苦労ですがよろしくお願ひしたいと思います。

また、決算とは違うかも知れませんが、未収金等、先程も話のありました件ですが、他の部署の一覧を見ていると、本当に努力をいただいています。その中で、コロナ等による経済困窮ということが回収していただく中で感じられたか。感じられた場合、どの

程度感じられたかということをおつなぎをいただけたらうれしいのですが。

上下水道部

市民さんの中で、「コロナによって収入は厳しくなった」と言われる方は多くあります。市としましては、支払い猶予や期日を待つ、分納誓約等により対応しておるところでございます。コロナ禍になってから、生活困窮という話は多々聞いているところがございます。感触的には支払い猶予や、期日を延ばすという処置が多くなっているという印象を持っております。

今現在、支払い猶予している人は0人でございます。

■ 認定第1号 令和3年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

経営企画課より決算書及び説明資料に基づき説明

【主な質疑】

森本副座長

あさぎり苑で、ふれあい広場東屋設置工事というご報告もいただきましたけど、現地視察をさせていただいた時にもお話をいただいたのですが、地元との交流と言いますか、地元との色々な調整について、今、新たに、近くにアパートも建っていることから、そういった新築等に対しても地元との定期的な要望、また、こちらからお伝えする点等、そういう機会をどのように進めているのか、再度確認をさせていただけたらうれしいと思います。

上下水道部

先ず、自治会長さん等と定期的にお会いさせていただいて色々お話しさせていただくのですけれども、大きくは年に2度、生活環境保全委員会というものを開催しております。大体予定ですけど、10月と2月頃の年2回開催をさせていただいて、委員の中には、各自治会長様や地元のまちづくり協議会の委員さんがおられますので、その中で色々な要望や話についてはお答えをさせていただくということです。その委員会の中では、年に2度、臭気や騒音、振動、その他のものを専門の業者に依頼をしまして環境測定を行っていただきます結果を報告させていただいて、ご理解をいただいています。また、公害モニターという制度で、モニターさんとして5名の近隣の方でお世話になっておりますので、その方からは毎月モニター報告という形で、何月何日にこういう、例えば臭いがしたとか、何時頃このようなことがあったというような報告をいただいています。

その中で、報告が出てきた方がおられましたら、直接面談により、その内容の確認をさせていただき、実際、原因と対策ということに

森本副座長

についてもお話をさせていただいて、ご理解をいただいているというような状態です。

十分に頑張っていたいただいていると理解させていただきました。

所長が代わられても、それだけ熱心に地元と対応していただくことを引き継いでいただきたい。よろしくをお願いします。

合併浄化槽について、補助金を支払いしたという報告をいただきましたが、合併浄化槽の補助金申請が上がってきている地域についておつなぎをいただけたらうれしいと思います。

上下水道部

浄化槽の区域について、下水道のエリアでないところは個別処理区域となりまして、そのエリアで浄化槽を設置された場合は、浄化槽の補助金を交付しています。

従いまして、下水道エリアで浄化槽を設置されても補助金は交付しておりません。

ただし、下水道の勾配等の関係で下水道につなげないような場合は補助金の対象となりますので個々に対応しております。

渡辺委員

先般の行政事務事業評価の際に、令和3年度の決算等の状況ということも含めて、し尿処理の負担金について区分分けみたいなことも検討が要ると違うかということも話をさせていただいたのですが、その後、いくらか調べていただいているのか、その状況をこの場で聞かせていただけるとうれしいなと思います。

上下水道部

汲み取り手数料のことで存じますが、仮設トイレの金額について調査をかけております。

近隣市町6市町に確認しまして、その半分の3市町において丹波篠山市とは少し違うやり方であり、その各市によっても状況が違いますので、一律幾らを上乗せするという市もあれば、基本料金があつて量によって上乗せの額を追加していくというところもあります。

業態についても、丹波篠山市の場合は今、完全な直営で動いていますけども、委託等、色々な形がありますので、決まった金額があるというわけではないのです。大体これぐらいということと、元々の一般家庭の収集の金額についてもかなり大きい小さいがありますので、一律にこれだけというのは今ちょっと確定出来ないのですが、現在その色々な所を確認しながら、調整、検討している状態です。

栗山委員

先日の行政事務事業評価であさぎり苑に行かせていただいた際の資料の中で、工程図をいただきました。その中に、最終処理という

ことで希釈してきれいな水にして川へ放流と書いてあります。一方、この決算説明資料の 280 頁を見ますと、前処理後、下水管へ希釈放流処理しましたというように、管の方に放流するというような説明が書いてあるのですが、これはどのように解釈したらよろしいのですか。

上下水道部

あさぎり苑の処理としましては、生し尿や浄化槽汚泥が投入されます。それをあさぎり苑の施設内で川から取水した水により希釈します。その薄めたものを下水道本管へ排除することによって、下水処理場の方へ入っていき、そこの処理場で最終的に処分をされて、川の方へきれいな水になって放流をするということでございます。

■認定第 6 号 令和 3 年度丹波篠山市下水道事業会計決算認定について

経営企画課より決算書に基づき説明

【主な質疑】

渡辺委員

昨今、気候変動の関係で防災にも色々と気を配った行政運営をしていただかなければいけない中で、下水道に関しましては汚水処理だけでなく、雨水管理という部分で色々ご尽力をいただいております。

そのような部分でこちらがその辺り十分に理解出来ていない部分もあるのではないかとということで、令和 3 年度の雨水管理の業務の状況について少しご説明願えたらうれしいなと思います。

上下水道部

雨水管理の状況ですけれども、京口排水ポンプ場がありまして、下水の処理場の維持管理業者に、月 2 回点検をしてもらっております。

なお、令和 3 年度にポンプは稼働しておりませんが、令和 4 年度は 7 月の豪雨で一回稼働しました。

渡辺委員

確認ですが、予算に上がってくるのは京口のポンプのみで、雨水管理は本市計画の中では京口のみ一般会計から委託を受けているという理解でいいのですか。

上下水道部

はい、そうです。京口の排水ポンプ場のほか、雨水幹線があります。補修等が必要となると一般会計負担にはなってくると思います。雨水幹線等の管理はありますが、今現状として費用は発生しておりません。

渡辺委員

雨水管理の費用が発生しないのですけれども、その辺りの部分の管理についても何かある程度日常的に点検される等なく、設置したらしばらくそのままになっているのですか。もしくは業者をお願いし

上下水道部
渡辺委員

ながら点検はしてもらっているのですか。

雨水の管理につきましては、委託などはしていないのが現状です。

そうすると、京口の方は令和3年度も業者の方に管理を委託して、動かなかったということなのですけども、実際この一般会計から入っている部分の内、実際、業者の方にはどれくらい支払っていると理解をさせてもらうといいのでしょうか。

上下水道部

下水道事業会計決算書の16頁、収益費用明細書の一番上、雨水管理費の1,175万1,405円が昨年度の決算となっております。

人件費が主に占めておりまして、それ以外、燃料費でしたら4,615円、委託料が施設の維持管理委託をしている分です。

決算書15頁の他会計負担金において、雨水処理負担金として1,119万7千円を一般会計から負担してもらっております。

これにつきましては基準内の繰入金ですので、決まった計算式で算定したものをいただいているという形になります。

渡辺委員

業者にお願ひせざるを得ない部分はお願ひするとしても、防災上きちんと雨水管理ができる体制になっているかという部分については、今、「他の部分については特段何もしていません」というようなお話があったのですけども、一定何らか注意を払って、年間の内、幾らかでもそちらの業務にもあたってもらう方がいいのかなと思いましたが、その辺りまたご検討いただきたいと思います。

森本副座長

令和3年度は味間北及び西紀中地区の施設を統廃合する事業を進めていただいたということで、これから多過ぎる施設を統廃合するという方向性を示していただいたのですけども、令和3年度決算において施設の統廃合をしてプラスになったというような事項、また金額的に詳細まではわからないと思うのですが、こういった項目の費用が少なくなったであろうというような話がありましたら、投資対効果の面もありますので確認をさせていただきたいと思います。

上下水道部

統廃合ですけども、西紀中地区は令和3年度の3月31日に廃止となっております。味間北につきましては今年度まだ事業中ですので廃止はしておりません。

事業の効果としましては、まだ令和4年度中ですので、具体的な数字は出ていないのですけども、試算してみましたところ機器の更新等を含めず管理費で約80万円を見込んでいます。

森本副座長

長期的に見ると効果は高いのだろうと私たちも思っておりますのでしっかりとそういう統廃合を進めていただきたい。

また跡地の利用について、味間北はまだ工事中としても地元と協

議が出来ているのか、西紀中地区の跡地の利用に関して、担当部署として地元協議、また決定が出来ていればおつなぎをいただきたいと思えます。

上下水道部

西紀中地区におきましては3月、統廃合する時に地元にはお声をかけさせてもらっております。具体的には返事はないですが、今年度、植栽等の剪定、草刈りをしたところで、また、お話をしに行こうと思っております。

味間北地区については一度声をかけさせてもらっていますが、具体的には返事がない状況です。

森本副座長

いくら施設は休んでも、維持管理は当然、市がしていく必要が生じると思えますので、植栽も含めて、その辺うまく経費のかからないような地元委託と言いますか、地元の利用を進めなくては、いつまでも敷地の管理のみしては能がないというか、その辺、担当部署だけでなく、市全体としての活用も含めてよろしくお願ひしたいと思えます。

■ 認定第1号 令和3年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

まちづくり部

地域整備課より決算書及び説明資料に基づき説明

【主な質疑】

大上委員

説明資料 351 頁の公園施設管理費に関して、それぞれの公園において、委託を受けて管理をされている自治会や関係団体が自分たちのルールの中で、清掃業務等についておそらく決められていると思うのですが、丹波篠山市シルバー人材センターに関して、シルバー人材センターが自分たちで作ったルールの基で管理してもよいことになっているのですか。

まちづくり部

シルバー人材センターについては、週に例えば2回であるとか、週3回、5回等と回数をそれぞれの施設に応じて決めており、その回数だけ実施しています。

大上委員

そうしますと、そちらに管理してもらうときには、どちらかと言うと市が主導して、こういった回数でやってほしいと頼んでいて、それで請け負っておられるということですね。

まちづくり部

はい、そのとおりでございます。

大上委員

シルバー人材センターへの委託件数が少しずつ増えているのは、元々管理していたところが管理が出来なくなったため、シルバー人材センターが行うこととなり、それが徐々に増えている状態にある

まちづくり部	<p>のでしょうか。</p> <p>はい、そのとおりです。</p> <p>以前は地域住民による保全であった箇所についても、高齢化や担い手不足等々で、もう出来ないというような申出があることがあります。そういった場合には、受け皿として、シルバー人材センターしかないのが実情ですので、地域で出来なくなった所については、シルバー人材センターの業務分が増えています。</p>
大上委員	<p>そうすると、これまで委託で受けていただいていた金額未満で抑えられるように、シルバー人材センターに依頼をされているという形なのですか。</p>
まちづくり部	<p>それはケースバイケースです。</p> <p>元々が非常に安価に地域で担っていただいているようなケースであれば、シルバー人材センターに委託した場合はより多くの経費がかかります。ただ、シルバー人材センターに委託する方がより費用がかかるケースが多いと考えます。</p>
渡辺委員	<p>決算説明資料 365 頁の道路維持管理費の中の除雪作業委託料に関しての実態をお伺いします。先般、過疎地指定に関する計画が策定されて、地元で自治会が除雪される場合、除雪機の補助金を検討して考えますよというような項目が上がっていたのですが、当然、市道も非常に延長が長いですし、集落内の幹線以外のところの除雪は本当に地域の方が頑張ってもらわないといけないと思うのですが、幹線については、地域内で隣の集落同士をつなぐ主要市道の様なところについては、将来的には、地元任せということではなく、市管理者として、しっかりと除雪の対応をとってほしいと思います。そういった意味合いから、令和3年度における雪の状況を思い出せないのですが、この除雪作業の委託料を支払われている部分について、実態と市内の各地域での対応状況、受けていたけど出られなかった等も含めて、ちょっとこの資料に記載されている業者さんを見ても地域的に偏りがあるので、実態が今どのようになっているのか、令和3年度の実績にてご説明いただけたらうれしいのですが。</p>
まちづくり部	<p>除雪業務については、市内一円をカバー出来るように地域分けをして、業者に委託をしております。</p> <p>その出動に関しては、積雪の状況や凍結の状況によって、全てこちらからの指示ではなくて、仕様書に定めた内容で自主的に出させていただく分も含まれておりまして、その分を自治会の方から連絡を受</p>

けて要請を受けて作業を行っていただいている場合もあります。

従いまして、集落の生活道路、家屋周辺は自治会の住民の方々により人力で除雪を実施していただいています。委託業者には幹線道路も対応していただいております。

渡辺委員

その様に私も認識はしているのですが、実際、事業者さんが受けられているエリアも、事業者の地元の部分だけ受けられている方と、かなり離れた場所も含めた広域と言うか、広い場所を複数箇所受けられている事業者さんもあるのではないかと推測するわけですが、そういった中で、広域を何とかやりますと言っているところが十分に苦情なしで対応出来ている状況なのか。その辺り、令和3年度はどうだったのかお伺いしたいのですが。

まちづくり部

もう少し詳しい実態としましては、請負業者の中でも、作業に必要な重機として除雪に適した重機をお持ちのところとそうでないところがありますので、大型の排土板で一気に掻くところもあれば、小型の重機で掻くような業者さんもあり、作業能力に差は生じています。

その中で、令和3年度年末年始にかけて雪が集中的に降った際には業者にて対応を実施しました。その中で、事前に融雪剤を配布していたことと、あとは融雪剤の散布機をお持ちのところは回っていただいた。しかしながら、市民からの苦情としては1件だけ受けているのですが、それは、丹波篠山市と三田市等、その市域をまたぐような所で除雪の状況が大きく違う、主に国県道等が多く、そういった所での苦情は受けましたが、市道に関しての苦情は受けておりません。

ただし、住民から問合せがあった場合には、今の除雪出来る業者の能力では全てがカバー出来ないことから、積雪の状況に応じて安全にゆっくり徐行してくださいというお願いも、こちらから申し上げる場合もあります。

渡辺委員

令和3年度は、その1件はあったけれども、それ以外については問題なくこの委託業務が順調に行われたという認識でいいのですか。

まちづくり部

令和3年度の実績においては、改善を行うようなところはなかったと認識しております。

渡辺委員

何とか実施できたというような認識ですが、私も状況を見て、先ほど言われたように、受けてもらっている事業者さんの保

有機器の差のようなものはあるのかなと思っています。ある程度、大きな形のショベルローダーを持たれているところはある程度効率的に行けるし、ユンボみたいなもので行かれるところでは非常に効率が落ちるといのように感じています。

住民さんが何とか自分たちで除けられるぐらいの雪であればいいのですが、これからどのような形で雪が降るかわからないし、最近降るといふとめちやくちやに降るし、その辺りの対応として、過疎の計画では住民さんに機器の助成をしますよというような話でしたが、一定、委託をされてその事業に当たっていただく方の機器の機能向上等に充てられる部分として、幾らか案分をしてでも補助を出すようなことも考えられないのかということ、過疎計画を見ながら思っていたわけでございます。取りあえず令和3年度についてはそのような形でいけたということで認識をさせていただきましたので、事業所さんの状況も今後どんどん変わっていくかと思っておりますので、適切な形で市道の積雪除去が出来るような体制を引き続き構築していただきますようお願いしておきたいと思っております。

まちづくり部

過疎計画における除雪機器の助成ですが、細かく担当部署までは来ていないのですが、何か地域で今保有されて作業されている機械が故障したということで、その様な声があったということで聞いております。

こちらで機器を購入で渡すのか、補助するのか。機器は渡したとしても、高齢化の中で、危険な作業になることから、それが果たしているのかという話があります。

委員が言われたように、業者委託するに当たって、重機等の助成等もあるのですが、まずは今、市内業者、機械保有も経費削減で少なくしている中で、国県道を優先でその次市道というような業者が重複してきますので、その辺は、どこまでするのかというのは今後の課題と思うのですが、ある程度、今でしたら住吉台や今田町方面でしたら融雪剤とかが多い状況で、多紀や大芋地区、西紀北、大山方面ですと、排雪というのか除雪になることから、その辺業者、組合等もある程度声かけをして、調整出来ていけばと思っておりますので、その辺をまた今後検討していきたいと思っております。

大上委員

資料 371 頁、通学路のカラー舗装について、確かに歩道のない道路や道幅の狭い所を子どもたちが通学しているので、ドライバーに対してはすごい抑止力になると思うのですが、場合によるとカラー舗装の幅が、狭い所と太い所があるように見受けられるので

すけれども、一定の基準があるのですか。

まちづくり部

路肩の緑色のカラー舗装については、その方法がとられた当初は、幅についての特に定めがなかったのですけども、それによって、現場ではすごく細い緑の幅の施工が増えました。その時に、緑のカラー舗装上を歩かせるという目的ではなくて、ドライバーに視認させるという効果を目的としていました。幅が狭いため、その隣に施工する15センチメートルの白線の外側線と何ら変わらない、効果が薄いというようなこともありましたので、その後、理想としては50センチメートル以上の幅を確保することと通達は来ております。

その中で現場の市道の幅員の状況に応じて、広ければ広い程視認は高まりますが、路肩を緑で広く脱ぎ塗り過ぎることで、通常車両が通る時に、常に緑色のカラー舗装部分を踏んでしまうような車線の残し方をしては元も子もないので、道路の幅員に応じた有効的な幅をその都度考えながら、50センチメートル以上を理想として施工に努めております。

大上委員

今回のこの5路線というのは、その要望があった所全部に応えられた結果なのか、それともまだ他にも要望は沢山出ているのですか。

まちづくり部

この通学路の安全対策は、毎年、PTAや警察の他、教育委員会等で検討会議を設けていながら、毎年危険箇所の抽出を行っております。

それによってプログラムという計画書を作った上で順次進めておりますので、この令和3年度の実績で全て終わったわけではなくて、引き続き施工が必要な箇所は残っております。

小島議長

資料370頁の集落くらしの道整備事業について、今回、市道般若寺線における「通り抜け車両を減らすための啓発看板の設置や安全対策の路面標示を実施した」、これの効果と言うのか、地域の方から、その後どのような声が上がっているのかと、今後、集落くらしの道整備をどのように広げていくのか、その辺りについてお願いします。

まちづくり部

効果につきましては工事前と工事完了後に交通量調査を実施しております。今この場に結果を持って来ていないので、効果がどれぐらいあったのかについてお答えすることは出来ませんが効果の確認はさせていただいております。

今後につきましても、集落内の道路を通り抜けという形で通る車両が多い所については、今後も要望や自治会等の意見を確認しつつ、実施していきたいと考えております。

令和4年度につきましても、藤之木地内の国道から国道へつなが

る市道において、通り抜け車輛が多い箇所がありますので、実施中です。

小島議長

時々見ていると、まだ同じように道路使用されているというパターンがあって、本来であれば抑止力になるので、農家さんにとって安全で安心して使えるようにするため、何かもう少し次のステップを考えていただけたらうれしいなと思います。

森本副座長

資料 394 頁、放置空き家対策事業についてお伺いをしたいと思います。

過去に委員会で現地を確認に行きました。後川新田の大規模な解体の現場も 2 回見に行きましたけど、本来、放置空き家除却にかかった費用を相続者、権利者に請求するというお話をお伺いしていますが、あの状況であの費用は回収が難しいと考えていますが、その辺についての推移を説明していただきたい。また、山内町大規模火災除却支援事業ということで決算に上げていただいていますけど、ブロックも倒すということで、そうすると空き地が道路からすぐに見える状態となります。市内においても、病院が近く市役所にも近い、学校にも近いという一等地であるにもかかわらず、高齢のひとり住まいが多いということで、とても再建は難しいという話も聞かせていただいていますけど、「解体を支援した、そしてブロックも除去した。あとは個人の思いですよ」ということで済まさずに、あの場所をこの丹波篠山にマッチした都市開発のようなことをするべきではないかと思います。担当課として、「それはもう個人さんの判断ですよ」という思いで決算を閉められているのか、その辺について確認をしておきたいのですけど。

まちづくり部

1 点目の後川新田地内において実施した行政代執行に係る費用の徴収状況ですが、行政代執行が終了した後、令和 4 年 3 月 23 日に執行費用を義務者に対して納付命令を行いました。しかしながら納付されませんでしたので、令和 4 年 4 月 15 日に督促を発しております。それでも指定の期限までに納付されませんでしたので、国税滞納処分の例により徴収するために、財産の調査に着手しております。

ただ、義務者は県外におられるので、お住まいの自治体の税担当に照会をかけたのですが、まず、差し押えが出来るような不動産は、本市及び今住居地の自治体内にはありませんでした。次に、働いておられるのであれば、毎月を差し押さえることが考えられるのですけども、残念ながら令和 3 年度中に退職されている様子で給与債権は見つかっておりません。その次に預貯金ですが、取引金融機関が見

つからないということで、収税課の協力のもと、差し押え可能財産を調査しているところです。しかしながら、本市における市税、それから、以前お住まいであったところの自治体における市税においても、滞納処分が奏効していない実情がございます。引き続き、債権回収に向けて財産調査に努めますが、厳しい状況であるというのが実情でございます。

続きまして2点目の山内町のことについては、副座長が言われるように、あの一団の土地は非常にもったいないような状況ではありますが、あくまでも私有財産であり、また除却支援事業において、跡地活用に協力というような条件付けはしておりませんでしたので、除却を支援した担当課としましては、跡地活用について関与することは考えておりません。

まちづくり部

先ほどの山内町の跡地活用という話ですけれども、この4月以降に、豊岡の大規模火災にも関わられました近畿災害対策まちづくり支援機構の方が、3回ほど地域に入られておられます。

最近では、この8月末に跡地をどのようにするか、各々動かれてもどうしようもないので、取りあえず底地の整理、測量から入ることと、その費用は皆さんから出してもらうことで了承を得られております。測量後の底地の整理、あと昔に国立病院が出来る時に、広域的な団体名義の道路敷地の土地名義もありますので、一括で整理を今後していき、跡地をどの様に持っていくかということが、支援機構からの提案という内容になります。会議には、市から2人が参加しています。今後は個人の私有であることから、幾らか市もその状況を見ながら、提案等もさせていただく予定です。

森本副座長

個人の財産と言うのか、個人の所有権がある所ですので行政が一方的に介入出来ませんが、支援機構が入って、少しずつ前を向いて進んでいるということをお聞かせいただいて、あの土地は本当に篠山のメインの土地ですので、篠山らしい土地利用が出来るといいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

頁変わりました380頁、ふるさとの川再生について、「一級河川畑川に魚道を設置し、生き物の生息環境の拡大を図り、自然環境にやさしい川づくりが図れた」と資料に記載のとおり、私も小さい頃に川でよく遊び、手でお魚を掴んで楽しかった記憶があります。この魚道が設置されたことでどれぐらい魚類が増えたのか、実際確認等してデータはお持ちなのかということをお聞かせいただきたい。

まちづくり部

畑川につきましては工事の実施前も含めまして、農村環境課によ

り、生物調査をしていただいております。また、工事が済んでからも、数字までは確認していませんが、モニタリング調査として工事完了後に現地に入られて、生き物の状況を見ていただいたところ、上流部に魚等が上っているということは聞かせていただいております。

何匹とまでは把握はしていませんが、上っているのは魚道途中の溜まり等でも確認しています。

森本副座長

確かに魚が上がってくれているだろうと私も思いますけど、上立杭における県の親水護岸整備事業の図面を見せていただいたこともありますけど、本当にこのようにして、ふるさとの川と言って、生物多様性と魚を増やして川辺で遊ぶとなるのであれば、市としても教育委員会と連携しながら、そういった子どもが川で魚とふれあう、ふるさとを楽しむと言うのか、ふるさとを愛してくれる人となるような、ふるさとの川再生事業であるべきであると思いますが、国県の補助の関係もあるかもしれませんがそこまで出来ない。しかし何かひとつ工夫が欲しいなと思うのですが、今後の方向性についていかがでしょうか。

まちづくり部

今言われたように、出来ることであれば、私たち担当課としても、地域の方や小学生等の環境学習の場にもなればということで、今後予定しております住吉川、味間小学校の裏にある川の落差に魚道を設置する計画です。設置や後の観察等も含めて、小学校と一緒に協力していただくようお声掛けをさせていただいております。地元のまちづくり協議会も協力していただき、学校での環境教育の場として利用出来るように、今後も増やしていけたらと考えております。

畑川につきましても、今は城北畑小学校になっておりますけれども、魚道を含めた周辺を環境学習の場として利用されていますので、増やしていけたらなと考えております。

森本副座長

楽しいふるさとの川になりますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大西座長

資料 372 頁の橋りょう維持管理費について、市内に道路橋が多くある中で、結構補修等されていると思うのですが、橋の場合、どのような内容の補修が一番多いのかお聞きしたい。

まちづくり部

現在の補修に当たって点検を行った結果、橋がどのような状態にあるかですが、その多くは水が影響した被害が主で、コンクリートの橋、鉄の橋、種類は色々あるのですが、それが風雨にさらされることで、鉄が錆びている、コンクリートが膨張してヒビ割

れている。橋を支えている支承と呼ばれる、コンクリートの台と上の橋を支える部分も鉄で出来ていますので錆びている。そういう損傷の状況が主になります。

そこに補修としては優先順位をつけながら、錆びを落として、錆び止め塗装を行って、最後保護する塗装を鉄に対して行ったり、コンクリートに対してはヒビ割れに充填剤を注入して、それ以上ヒビから水が浸透して劣化が進まないような予防対策を行ったり、コンクリートが膨張して欠けてしまっている所を元に補修したりと補修工事を行っております。

大西座長

数ある橋の中で、今言われたように水や自然等色々な原因によって、その色がはげたり、コンクリートの腐食があったり、鉄の橋であればサビ等もあると思いますけれども、金額を見させていただくと無茶苦茶大きな金額ではないので、それで補修が出来るのかなと思ったのですよ。点検は結構大きな金額出ていますよね、これ。

足場を組んで、実際コンクリートであればコンクリートを注入したり、薬剤注入したり、色を塗り直したりというと、足場からしていると思うので、もっと大きな金額になるのかなと思っていたのですが、これは平均的な補修の金額であるという理解でいいのでしょうか。

まちづくり部

橋りょうの補修については、当課の中では国庫補助道路整備事業の中で、橋長の長い規模の大きい橋の補修を国の補助を受けながら行っておりますので、今回の決算説明資料の中では、国庫補助道路整備事業の中で、4千万円程の橋りょうの補修を実績として上げております。

また、今、一番初めに言われました橋りょう維持の予算については、その大規模修繕までは必要ないけども、予防保全として軽微に行う橋を抽出して実施しており、事業としてはそういう使い分けで実施しております。

栗山委員

資料 394 頁、山内町大規模火災の件について、市内において大きな火事になったのですが、これに対し、国からのお金によって解体の助成金が出ましたが、一つはその跡地利用について国の方の制約が示されていたように思うのですが、地域の要望に応えるような跡地活用が必要ではないかと思います。例えば、店や人々が集まるような公共的な使い方というような条件があり、もう一つの助成金の使い方はそれがないというような説明が書かれていたように思うのですが、この前、「今回はどちらを適用されるのか」と職員に聞

いたところ、「そういう条件はない」という説明を受けました。その辺の解釈について、それは市で決められるのか、あるいは国の方が判断して決めるのかということの説明を聞かせていただけたらと思います。

まちづくり部

山内町の火災の場所になるのですが、篠山城下町地区の武家地修景ゾーンという所になっております。国の補助は関係なしに、市が指定しておりますので、そちらの方の活用方法で進めていきたいと思うのですが、それも、住居地でしたら何も問題ないので、それを個人所有者が全域的に考えられるのか、その辺りは今後、意向も含めて話し合いの中でどのような方向、高齢者が多い中で、そこにまた家を建てられて住まれるかと言っても、難しいところもあるかも知れませんが、その辺は機構と所有者との話し合いで、1人でも反対されると進まないということもありますので、その辺をどのように進めていかれるのかは、市からの指導というのは特にはないです。城下町地区の武家地修景ゾーンという設定はありますが、市から何々をなさいますとか、これは出来ませんということは、ある程度方向付けになった時に決まってくるものと思っております。

栗山委員

私は国からの支援金のお陰で出来たというように解釈していたのですが、全て市からの助成ということになると、今言われたような跡地利用については考えられると思うのです。その点だけ教えてください。

まちづくり部

国費については空き家再生等推進事業というものを活用しました。空き家再生等推進事業の中に対象物件としまして、不良住宅、空き住宅、空き建築物という3パターンがあり、今回は不良住宅として除却費用の補助を行いました。不良住宅については跡地活用の条件がありません。あとの2つについては跡地活用の条件がありますので、議員が見られたのは、空き住宅、空き建築物の除却に対する事業かと思われまます。

渡辺委員

資料 374 頁、河川総務費の中の報償費について、令和3年度も市内の 235 自治会において頑張ってお取り組みをいただいております。

しかし、このあたりの負担と言うのか、高齢化等でしんどいということもずっと市民の方から聞かせていただいく中で、自分が目の届く範囲外でも聞いており、市内どこも同じような状況であるなということを感じてきました。

そのような中で、今回こちらに決算で上げていただいている報償費の積算の内訳ですよね。その説明欄の中で、一・二級河川が何ヘクタール、その他河川が何ヘクタール、その他道路等が何ヘクタール取り組んでいただいたという表があって、全体としてどういう傾向にあるのか過去と比較をさせていただいて、昔と比べても、令和3年度も皆さん頑張っていたという事は全体的には感じたのですが、傾向として、一・二級河川を対象箇所として挙げられているのは約205ヘクタールとなっているのですが、令和2年度から比較すると約5ヘクタールの減少、平成30年度は約216ヘクタールだったので約10ヘクタール減ってきているということです。ただし、これは各自治会の貴重な収入減として考えられるところがあるので、その分がどうなったかという点、その他河川やその他道路等の面積が増えてきて、全体としては似たような数字になっているという傾向があるのかなと認識をさせていただいたところです。

ところが実際これは県の支出金もあることから、県の管理河川についても頑張ってもらおうというような形でしている中で、県の管理河川の部分の面積が今は微々たるものなのかも知れないのですが減っていき、道路等の法面の草刈りに変わって増えていくと、河川総務費としてのこの費目的にも課題が出てくるのかなということを感じました。

そういった中で質問としては、担当課として、一・二級河川を作業箇所として申請を出して実施していただいている部分の数値が減っていることについて、認識をされているのか確認をさせていただきたい。

まちづくり部

窓口対応で、毎年、河川環境の事務について、まず4月の広報に入れまして、5月までの間で一旦実施計画書の方の提出をご依頼しまして、大体、通年いつもお世話になっているところは、毎年、大体同量のボリュームと言いますか、同じ面積での計画や申請をいただいております。

ただし、議員仰せの通り、大きい河川につきましてはどうしても広範囲に草刈りが出来ないということで、窓口でも、今年はやっぱり減らしていきたいというお話も実際聞いておまして、実際的に、河川の方で、一・二級河川の面積が減っているというのは、ある程度窓口対応でも聞いておるので、状況としては把握しております。

ただし予算としては、県の補助も一・二級河川の維持管理について、補助をいただいております、大部分は、その部分に使用するという事で、予算組みをしております。また市道や大きな水路等、広域にお世話になっている所については補助していきたいということで、市の方で門戸を広げたような所もあり、その他の道路についても計上があります。実情としては、河川の方も今年度は県委託金も増えたことにより、補助金の上限を25万円とし、この予算の枠組みの中で実施することは、やむを得ないと考えます。事務的に、その費用を分けてまた別にその予算を組むのは煩雑になってくるので、現状の予算枠組みでの実施と考えます。

また、一・二級河川の方が減っていることは理解しておりますが、予算運用上、実施可能範囲については助成をしていきたいと考え、その他の道路等についても補助可能なことを窓口で説明しており、その他の範囲が増えていることを把握しております。

まちづくり部

補足になりますけども、合併時点の旧町単位の時からもあるのですけども、市内自治会の中で一・二級河川がない自治会もあります。それを均等にしようと思った時に、市が管理しています普通河川を対象として入れていました。平成27年に単価見直し等において、国県市道も対象とした内容にしました。基本的には河川総務費で県と市、各々2分の1の費用ということで、一・二級河川の単価、面積等の作業面積で計算しまして、県に關係自治会分での実績報告を行っています。今河川総務費で運用し、範囲拡大して道路も作業範囲に入っている状況なので、今後も地域で出来る範囲での作業をしてもらうこととなりますが、ある程度方向付け、もっと多くの意見が出てきた時にはまた変化はあるかもしれませんけども、今年度から単価見直しと、支給額総額も見直しをしていましたので、今後も状況を見ていきたいと思えます。

渡辺委員

別にこれを分けるように言っているのではなくて、河川総務費で出していて、本来の所の仕事が皆さんしんどくなってきている部分についてはきちんと受け止めて、事業のことをこちらも考えなければいけないでしょうし、行政の方にも考えてほしいなという趣旨だったのです。

一般的に見ていくと、一・二級河川の変化みたいなところなのですけども、堤防や河川敷のような堤防関係は何とかされるけども、傾向として河床部分を少しずつ減らして、他に振り分けているところがあるのかなということを感じたりもします。したがって、

市が非常に指示の難しい事業ということは、よく分かっているのですが、各自治会の方としても、この事業を実施したくても現実的に困難な状況が増えてきていることは十分理解していただきながら、色々な意見をしっかりと聞いていただいて、改善できるところは、何かいい方法を考えていっていただけたらうれしいなと思いますので、引き続きその辺りをお願いさせていただきます。

大西座長

資料 352 頁、公園施設管理費について、工事請負費の改良工事で、南矢代駅前広場駐輪施設設置工事とありますが、この工事を以前に要望された方がおられて、その分かなと思うのですが、50 台も実際停められるのですか。どのような感じの駐輪場が出来たのかなと思ひまして。それと、運用状況とどうなっているのか分かる範囲でお願いしたいと思ひます。

まちづくり部

駐輪場設置工事の内容としましては、まず、駐輪場であることを明示するための看板、及び、水路が近くにありましたので、その転落防止の柵、それと、乱雑にならないようアスファルト上にラインで停めていただきたい方向を明示する工事となっております。区画としては 50 台分の場所を確保しております。

運用状況ですが、満車ではございませんが、ある程度のご利用をいただいております、元々が既存の部分が溢れ返っている状況でしたので、いくらか余裕があつてちょうどいいような状況になっているかと思ひます。

大西座長

この駐輪場は片屋根等、屋根のついた駐輪場になっているのでしょうか。

まちづくり部

屋根は設置しておりません。既存の部分については屋根があるのですが、今回整備した箇所については、雨が降れば濡れてしまうような状況です。

地域計画課より決算書及び説明資料に基づき説明

【主な質疑】

大上委員

資料 395 頁、丹波篠山の家推進事業について事業の概要を説明いただき、このイベントに関しては、105 万 6,183 円かかった内、篠山市建築組合がこの役割の部分として 79 万 2 千円で事業の委託を受けられたと思うのですが、次年度には多分、草刈り業務が必要になってくると思うのですが、次年度以降はこの維持管理費としてどれぐらいかかってくる計算になっているのですか。

まちづくり部

前年度につきましてはモデルハウスを地元工務店により建築いた

いただいたこと、修繕や管理のノウハウをご存じであること、また、この構想の基準策定から建築組合さんに入っていたということ、10月から管理、運営を委託させていただきました。来年度の予算はこれから検討しますが、今年度については、丹波篠山の家のPRを促進するということで、情報発信や定住促進、空き家の活用等を含め、一般社団法人ツムギさんに委託をさせていただいて、主にPRを中心に委託を行っています。

今年度の委託料につきましては、そういったPR関係のイベントを実施する等の関係予算となっており、299万1千円の予算の中で契約を行い現在執行しているところでございます。

大上委員

質問の仕方が悪くて申し訳なかったです。要するに、今後このモデルハウスを活用して、またイベントを開催することにより更なる普及に努め、進めていくという考えでよろしいですか。

まちづくり部

そのとおりでございます。

更に認定件数を増やしつつ、このモデルハウスをPRに活用して、見て、感じていただいて、そして住んでいただけるというようなところでPR主眼に管理を行っていきたいと考えております。

栗山委員

資料396頁に、市営菅改良住宅外壁等改修工事監理業務委託料として106万7千円、工事請負額は1013万4,400円計上されています。監理業務とは主にどういうことをされるのですか。

まちづくり部

監理業務委託料の内容としましては、工事の際、そこに主任の監督者、技術者等々を配置しまして、施工スケジュールに基づいた監理、及び工程会議等を行いながら、施主サイドと一緒に協議を行います。また、材料等の検討も行いながら、その工事全般を監理していくというような委託となりますので、専門知識やノウハウというのが必要になります。

まちづくり部

補足説明をさせていただきますと、工事監理業務については、常駐監理と重点監理があり、菅改良住宅も含め、工事監理の多くは重点監理を行っています。工事の段階ごとに設計図通りに施工が出来ているかを専門家の視点で確認する業務です。今回の外壁改修でしたら、まずはクラックの状況等を確認して、クラックがあると、ひび割れが拡大しないようにモルタルの注入をする等、工事の1工程が終わった段階で確認を行います。

栗山委員

今聞かせていただいた事業は森田建築さんに工事請負をされたのではないかと思うのですが、工程の監理やモルタル等のひびの監理というような部分を聞かせていただいたのですが、本来は工事を請

まちづくり部	<p>け負った業者がそれを正規に行うことが普通ではないかと思うのです。それを施主の方が監理されるのではないかと思うのですが、それをあえて、第三者に委託するというような業務をされたわけですね。認識不足かとは思いますが、施主において、随時、重点監理と言うのか、監督は出来ないのでしょうか。</p>
栗山委員	<p>施工業者にも現場代理人がいらっしゃいますので、現場代理人が主になって施工監理はされますが、それとは別に設計士なりの客観的な判断により適正に出来ているかという確認をするのは非常に重要ですので、通常、工事監理業務も実施をしています。</p>
まちづくり部	<p>請負金額の1割ぐらいの経費をその部分に充てているわけでありまして、この工事だけではなく、市の色々な工事も同様にされているかと思うのですが、工事を適正にするのは当たり前のことで、工事には図面があり、その図面に書いてあります色々な規約等に基づいて施工することは請け負った業者の責務であると思っておりますので、監理業務を市の責務として出来るように人員を確保出来たらいいのではないかと提案します。</p>
大西座長	<p>工事監理業務は設計図通りに工事が出来ているかの確認を行いますので、ご提案のとおり職員で出来ると良いですが、専門知識を必要とすることや、工事の件数によっても、必要な人数が変わってくるため、現在は委託している状況でございます。</p>
まちづくり部	<p>栗山委員の質疑にありました工事監理業務については、資格等は要らないものなのではないでしょうか。それとも、資格がないとその業務に当たれないのか。それでしたら、誰にでも出来るというものではないのかなと思ったのですが、その辺はいかがなのでしょう。</p>
栗山委員	<p>建物の設計等をする場合は建築士法に基づき、その内容や規模等によって木造建築士や二級建築士、一級建築士といった資格が必要となります。今回の工事に係る工事監理については、特段、そういった資格までは必要なかったように思いますが、設計図どおりに出来ているかという確認は素人では出来るものではありませんので、専門知識を持った工事監理者の確認が必要になると考えています。</p>
渡辺委員	<p>座長からも今言われたのですが、私以外にも森本議員も一級土木施工管理技士という資格があります。それが、土木工事であれば必要になるかと思えます。建築のことはよく存じておりませんが、こういう外壁塗装であれば一級土木施工管理技士の資格ある者であれば施工監理はできると思えます。</p>
	<p>景観のことについてお伺いをしたいと思うのですが、全般的なと</p>

ところで、事業がどのように進んでいるのか聞かせていただけたらうれしいのですが、資料 381 頁の景観形成事業について、令和 3 年度における景観形成の補助金の活用効果についてまずご説明をお願いします。

まちづくり部

景観修景事業が主体になっています。景観修景事業というのは、城下町地区、福住地区、それから上立杭地区、その 3 地区で実施しているのですが、通常、10 年ぐらい前ですと、3～4 件という総数でした。それがここ 3 年は倍以上になっていまして、昨年ですと 10 件ですから、倍以上に増えています。

城下町地区だけから出発していますので、福住や上立杭にも浸透してきたと言えるのですが、兵庫県下でも、丹波篠山の件数はちょっと突出しています。重伝建地区の文化財課で行っています復元再生型の修景と共に、この景観修景助成が使われているということは、町並みの全体の質の向上とその城下町らしい雰囲気への継承には非常に役立っているといえます。

それから、直接は関係ないですが景観刷新事業におきまして、大正ロマン館等に新しい形で広場が出来たこと、電線地中化等で誰が見ても見栄えするような町並みに復元出来たこと等も追い風になり、町並み修景に対する関心は非常に高まっていると思います。

丹波篠山市の場合は重伝建地区以外にも城下町全体が歴史的な城下町の雰囲気を残している場所が多いので、有効に活用していただいて、城下町らしい町並み形成に大きく寄与していきたく思います。

それが、地域がブランド化される一因にもなりますし、定住促進や観光客の増加を背景として支えることにつながっていくのではないかとこのように考えております。

渡辺委員

質問の通りお答えいただいたのですが、令和 3 年度の 10 件について、補助対象地区等言われたのですが、もう少し具体的に、実際どのような修景工事が行われたのかということをお願いします。

まちづくり部

昨年度は、新築工事よりも既存の建物の修復にほとんど使われておりまして、老朽化した所を新しく更新する時に、昔の町並み意匠や素材に復元していただくようなものや、母屋の壁面や屋根を直す時に道路から見えるような門と塀を合わせて、コンクリートブロック等から板塀や土塀に変更いただく等があります。

また、景観重要建造物では 2 件あり、どちらも宿泊施設や店舗として使われてきたものですが、それが修復されてから 10 年程経って

きますと色々老朽化してきたところがありますので、そういった手直しに使用されています。件数の内訳は、課長の方から報告がありましたように、城下町と福住で3件ずつ、上立杭で2件、そして景観重要建造物が2件となっています。

渡辺委員

効果が出てきて、その件数自身も増えてきているというようなことで、今年度どれぐらい予算化されているのか、今、手元に資料がなく確認出来ていないのですけども、これについてはまだ希望件数が多く、令和3年度を閉めて、予算をある程度充実した方がいいという感じなのか、あるいは、この範囲内で何とかいけるという認識なのか、令和4年度の予算を確認せず質問して申し訳ないのですけども、令和3年度を受けて当局側として、この分の今後の展開についてどのように見解を持たれていますか。

まちづくり部

担当課としては増額していただくような方向で検討をしていきたいとは思っております。今年度につきましても、もう9月の時点でほとんど予算が残っていない状態で、これから申請があった分につきましても、来年4月に工事に着工するようにお願いしているような状況です。

先ほど質問を受けて思い出した点があります。その修景助成が増えている要因の一つは、地区というのが住んでいる方向けの助成になっていまして、今順番待ちをして、保存会の会議に参加しないと順番が回ってきません。3、4年待っていただくことになります。

一方、この修景助成は重伝建の助成よりも助成金額が低い分、移住者向けの部分があります。古い物件を買って改築してすぐ商売を始めたいという時に、重伝建地区であると順番待ちの3年間というのがどうしても足かせになって、そちらを待ってられないということで修景助成が使われています。修景助成は移住者や新たに起業して商売する方にも向いている助成制度と言えらると思います。今後増えていくと予想していますので、来年度工事が想定されている部分にプラスして、今年度と同額程度の助成が出来ればと担当者として考えています。

渡辺委員

もう少し詳しく伺いたいのですけども、そうしましたら、移住して事業をされることで篠山らしい雰囲気をつくるということで表面の修景をするというような方は、同時に、商工の起業支援というようなメニューも同時に使われたりしているのが実態なのでしょうか。

まちづくり部

基本的には、助成の対象としての重複は避けていただくというふ

うになりますが、修景助成は外観に関わる部分でありますから、例えば、内装工事をしたとか、それから起業するために店舗を持つための事業資金としての助成を受けたとか、融資を受けたとか、そういうものとは基本的には重複しないという形になっています。

修景助成は塀や、母屋の壁面、屋根といった外装部分に係る助成となっています。その事業費の増減はありますが、3分の1を原則として助成をさせていただくという形になっていますので、重複はないと考えています。

渡辺委員

非常に慎重にお答えいただいたのですが、行政ですので、重複助成はないような形で工夫して、運用されているのは十分理解しているのです。しかしながら、実際問題、申請者が二つの方に申請をして、全体として一つの大きな動きをされようとしているのであれば、窓口を一つにして連携が出来るような市の補助事業を作る方が使い勝手がいいのかなと思って聞かせていただいたのです。様子はわかりましたので、出来る限りいい流れになってきているので、効果的に補助金が使われるのであればしっかりと考えていただければいいなと思いますので、それが一つ意見です。

合わせて、その景観事業の中の景観フォーラムや景観写真コンクールについてですが、これも大分長く行われていますね。当初、市民も景観と言ってもイメージがわからないという状況の中で、景観の重要性や丹波篠山が行政として景観行政を進めるその説明をしていかなければいけないといったことから、景観フォーラムや景観写真コンクールを実施して、景観の大切さ、それを大切にしまちづくりをしていきましょうということで展開してきた。ところがもう今の段階は10年以上経ってきて、市民の皆さんはもうこちら側から言わなくても、市民の皆さんの方から景観は大事にしないとイケないなというような雰囲気にもなってきたのですよね。それも皆さんの取り組みの効果であると思うわけですが、そういう段階になってきた時に、従前と同じ様なやり方で単純に景観は大事ですよというようなことだけを言っていていいのか。私としては、もう一つ次のステップに上がった方がいいのではないかと、最近常々思っています。景観は大事ですが、そうすると大切にしていかなければいけない丹波篠山の景観の特徴は何かということになると、これを大事にしていかなければいけないという具体的な所まで認識されている方はそれ程多くないと思うのです。そうしますと、市として篠山の建築物としてはこういう意匠のものがいいですよということですね

ども、全体的な市の景観的な特徴みたいなものを市民の方が知っていくというような次のステップへ移っていく。そのためには、単純に景観フォーラムというようなことを行っているのではなくて、一つはその様なことを理解してもらおう人材育成をしていき、もう一つは、以前に資料提供させていただいたことがあるのですが、徳島の神山の絵本を紹介させてもらったのですが、実際にその町の景観の特徴等を伝える時に、子どもが見てもわかりやすいような形で絵本のように価値のあるような形で、そういう物を作って、目で見てわかりやすく理解できるものを、景観フォーラムだけでなく、色々な市のイベントの際に、受付のブースにこのような出版物もありますよ、購入も出来ますよ、というような形で、景観フォーラムだけでなく、色々な所でもその資料を使って伝えていくという方法もあるかと思うので、具体的な方法は担当課で検討していただければいいのですが、景観行政団体としてもう一段ステップを上げてほしいなど。うちの町は全国をリードするような立場にあると思うので、いつまでもフォーラムやっています、写真コンクールやっていますという、これを否定するわけではないのですが、もっと次の段階に行ってもらいたいと思うのですが、その辺りについて検討は出来ないか、見解を伺いたい。

まちづくり部

景観写真コンクールは市民が捉えた景観記録として広く募集し、その表彰式と同時開催の景観フォーラムでは専門的な話をしてもらうというスタンスですが、フォーラムの内容についてはかなりステップアップされてきてまして、景観とは何かという基本から、丹波篠山の景観的特徴であるとか、去年はシビックプライドの話をしていただいて、市民の方も、ある程度篠山の景観は良いということで誇りを持つようになってきたと評価していただいています。

誇りを持つと、篠山独自の景観がいいということを持続しようとする市民意識が醸成されるようになり、市民の方から、景観を阻害するような建物や工作物を排除しようという力が、地域として働くようになると言われています。それを支えるのが、篠山の美意識であるというようなことを、去年講演していただいた角野先生はおっしゃっております。従いまして、ご指摘を受けました次のステップに向けて、愛着や誇り等に配慮したような取り組みも検討していきたいと思っております。

数年前から、市民からも景観が評価され出しましたので、その良い景観地域に市民の皆さんが暮らして居られますから、それを日常

的に体感享受するようなまちづくりをしましようということで、まち歩きを推奨しています。景観刷新事業も電線地中化で歩きやすく歩道が改修され、足元灯も整備され歩く基盤が整ってきました。まち歩き等はコロナ禍で十分な成果を上げておりませんが、まち歩き等の体感享受する取り組みを重視したい、そのためにロマン街道という説明書の冊子を作ったりしていますので、徐々に丹波篠山の美意識につながるような景観的特徴であるとか、その特徴を理解し誇りに思っただけのような取り組みにつなげていくような工夫をしながら、景観フォーラム等は開催していきたいと思います。また、若い世代に伝えていくとか、子どもたちに啓発するような取り組みについては、十分に出来ていませんので、今後の課題として検討していきたいと思います。

まちづくり部

城下町や宿場町の町並み、田園風景、集落景観などは内外から大変高く評価されております。景観価値としてのブランド化が一定確立されてきているのではないかと感じておりますので、総合計画にも記述をしていますが、これからは人をターゲットにした取り組みが大事であると考えています。

そして、景観フォーラム等これまでの取り組みも継続していくことも大事であるとは思いますが、ご指摘のとおり、次の段階の取り組みとして、例えば小学校の授業等で、景観に関する補助事業もあるということも聞きますので、ターゲットを変えてみるなど、新たな取り組みや工夫等も考えていきたいと思います。

渡辺委員

そういった中で、担当課も非常に本市の中で大きな部分を限られた人員でお取組いただいているので、もう一つ提案なのですが、景観に関する本市の資源等、何かオープンに出来そうなデータをある程度活用していただくと、今、色々な動画であるとか、篠山についてのブログと言うのか、論考等、結構書いてくれるのですよね。細かい、出せない分は仕方ないのですが、本市の特徴的な建築であれば意匠であるとか、景観の特徴であるとか、そういった部分で、何かしらその画像等でオープンに出来るようなオープンデータとして活用できるような環境だけ作って、民間の方に自由に活用していただいて、知らない所で価値を高めてもらうような仕掛け作りもあっていいのかなと思いますので、これはこれで色々クリアしないといけない課題もあるかと思いますが、景観室で全部するものであるというようなことだけでなく、皆さんそういう市民の段階というように言われているので、市民の段階でどんどん進んでいける

ような材料だけ用意してあげるといふことも考えていただいた方がいいのかなと思いますので、それだけ意見として言わせていただいて、これで終わりにします。

森本副座長

資料 383 頁の都市計画事務費について、長年売却出来なかったハートピア北条団地が昨年 1 区画売れ、更に、この 8 月にも 1 区画売れたと。長年売れなかった北条団地がなぜ売れたのか、担当されている職員さんにとって感じることはありませんとおつなぎをいただきたい。

まちづくり部

北条団地の売却の取り組みとして、暮らし案内所と連携して取り組みを行っており、阪急沿線において、移住・定住の案内とセットでハートピア北条団地や丹波篠山の家を PR をしています。また、移住・定住ツアーのコースにハートピア北条団地を入れて回るような取り組みを行っていますので、こうした取り組みの効果もあるのではないかと感じています。

丹波篠山の家とハートピア北条団地等を組合せて PR をしていくことで、より丹波篠山の家の普及や北条団地の売却にもつながっているのではないかと感じております。

森本副座長

もっと市長の喜びそうなお答えをしてもらうことを期待していたのですが、もう篠山の時代になったのであれば、こういった特に東部の人口減少対策のために、毎年売れるのであれば、もっと団地を造るといいのではないかと、担当部署として、「篠山の時代になりました」というようなお答えを意欲的にお願いしたいと思います。

未収金についてですけども、未収金の徴収、不納欠損処分状況を見させていただきますと、「高額滞納者等の徴収における法務専門員との連携推進」と記載されています。以前から高額滞納者が何人かおられるということは聞かせていただいているのですが、実際、この高額滞納者はどれぐらいおられて、そして最終的に退去までつながるのかどうか。毎年このような報告を見させていただきますと、払っていただいている皆さん方に申し訳ないという気がするのですが、その辺なるべく早く決着をつけ、こういう報告がないようにしていただきたいと思うのですが、担当部署としていかがでしょうか。

まちづくり部

現在高額滞納者として法務専門員と連携しながら取り組んでいる案件としましては 14 件となっております。個々の滞納者の方についても色々な経緯、経過がある中で、通常の納付の催告という所ではなかなか難しいという方について、法務的なノウハウを提供いた

きながら、法務専門員の名前で通知を出したり、一緒に滞納者に対する取り組みの方向を協議して、悪質滞納者には職員が徴収を行うなど退去も見据えた取り組みを進めておりまして、効果が上がっているものと考えております。

その他、徴収に関して法務専門員とも連携しつつ自分たちで出来ることをすることはもちろん大事と考えています。債権についても適正に管理をしていくことは、滞納額の圧縮に向けて重要と考えており、市営住宅においては使用料をもとに管理を行っていることを踏まえ、法律、条例等を適正に運用しながら、債権管理にも力を入れていかなければならないと考えております。

森本副座長

資料を見させていただきますと、滞納繰越分の徴収率は前年よりも落ちていますね。これを、今、頑張っていたでいることを報告いただきましたけれども、もっと目に見えるしっかりとした形で表していただくと。払って当たり前であるというような形にしなくては不平等感が広がるのではないかと思います。大変でしょうが、弁護士の先生は非常に優れた弁護士さんですので、その辺上手くアドバイスをいただいて、徴収率が前年より落ちないということだけは心がけていただきたいと思いますが、決意の程はいかがでしょうか。

まちづくり部

負担の公平性の観点から、払っていただけない方については引き続き、しっかり徴収業務に取り組んでいきます。

現在、高額滞納者については、100万円以上の方が5件ございます。重点的に法務専門員さんと連携して徴収業務に取り組んでいますが、一括で全額お支払いいただくというのは困難な状況の方もいるため、分割納付により、少しずつお支払いをしていただいています。そんな中でも状況の変化がありますので、今後の対応について法務専門員と協議を行っている最中です。

また、お亡くなりになっている方もおられますので、そういった方の相続調査に時間を要するため、なかなか収納率の向上につながりにくいという現状がございます。相続人が死亡されているとか、相続放棄をされるということで、相続人がすぐに絞れない状況というものもございますので、そういうところは引き続き相続調査を進めていきます。いずれにしても、負担の公平性の観点から不公平にならないようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

小島議長

渡辺議員が言われたように、篠山は景観がすごく魅力的であると感じます。実は来年の5月に伝建地区の協議会の全国大会があるのですが、他の伝建地区はその地区だけが何か映画のセ

ットみたいな感じに違和感があるのですよね。篠山はそれが無いのですよ。だから出来る限り今の景観行政と言うのか、予算的には難しいところもあるのかも知れないけど、その支援を市内全体に、この谷に入っても魅力的だなということが、全市に広がっていくようになるとうれしいなと思いますので、お願いになりますけども、看板等々もしっかりと規制もしていただいているので、この方向性がすごく今後の魅力になるのかなと思うのでよろしくお願いたします。

■議員協議

—部長への確認質問なし—

森本副座長 あいさつ

散会 16:01